

「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」新旧対応表

改定前(2012年12月1日)	改定後(2013年4月19日)
<p><b>第9条(料金等)</b></p> <p>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</p> <p>2. 料金等の計算方法、支払方法および解約時の取扱い等については Yahoo! BB サービス会員規約(約款)に定めるところによるものとします。</p> <p>3. フレッツ光に係る利用料金等は NTT 東西の定める料金に準じるものとし、NTT 東西所定の方法により NTT 東西に対して直接支払うものとします。</p> <p>4. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求ならびに受領行為をヤフー株式会社その他第三者(以下併せて「集金代行業者」といいます。)に委託できるものとします。</p> <p>5. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をさせていただきます場合があります。</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p><b>第9条(料金等)</b></p> <p>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。なお、会員は、利用契約申込み後、速やかに当社が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社または集金代行業者(後記第4項において定義します。)に通知することとします。</p> <p>2. 料金等の支払方法等については Yahoo! BB サービス会員規約(約款)第16条乃至第17条に定めるところによるものとします。</p> <p>3. フレッツ光に係る利用料金等は NTT 東西の定める料金に準じるものとし、NTT 東西所定の方法により NTT 東西に対して直接支払うものとします。</p> <p>4. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求ならびに受領行為をヤフー株式会社その他第三者(以下併せて「集金代行業者」といいます。)に委託できるものとします。</p> <p>5. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。 (削除)</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p> <p>7. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>

「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」新旧対応表

改定前(2012年12月1日)	改定後(2013年4月19日)
<p><b>第9条(料金等)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</li> <li>2. 料金等の計算方法、支払方法および解約時の取扱い等については Yahoo! BB サービス会員規約(約款)に定めるところによるものとします。</li> <li>3. フレッツ光に係る利用料金等は NTT 東西の定める料金に準じるものとし、NTT 東西所定の方法により NTT 東西に対して直接支払うものとします。</li> <li>4. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求ならびに受領行為をヤフー株式会社その他第三者(以下併せて「集金代行業者」といいます。)に委託できるものとします。</li> <li>5. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をさせていただく場合があります。</li> <li>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</li> </ol>	<p><b>第9条(料金等)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。なお、会員は、利用契約申込み後、速やかに当社が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社または集金代行業者(後記第4項において定義します。)に通知することとします。</li> <li>2. 料金等の支払方法等については Yahoo! BB サービス会員規約(約款)第16条乃至第17条に定めるところによるものとします。</li> <li>3. フレッツ光に係る利用料金等は NTT 東西の定める料金に準じるものとし、NTT 東西所定の方法により NTT 東西に対して直接支払うものとします。</li> <li>4. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求ならびに受領行為をヤフー株式会社その他第三者(以下併せて「集金代行業者」といいます。)に委託できるものとします。</li> <li>5. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。 (削除)</li> <li>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</li> <li>7. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。</li> </ol>

「ソフトバンク BB サービス規約」新旧対応表

改定前(2012年11月1日)	改定後(2013年4月19日)
<p><b>第14条(料金等の支払)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</li> <li>2. 料金等の計算方法、支払方法および解約時の取扱い等についてはYahoo! BB サービス会員規約(約款)に定めるところによるものとします。</li> <li>3. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をさせていただきます場合があります。</li> <li>4. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</li> </ol>	<p><b>第14条(料金等の支払)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。なお、会員は、利用契約申込み後、速やかに当社が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社または集金代行業者に通知することとします。</li> <li>2. 料金等の支払方法等についてはYahoo! BB サービス会員規約(約款)第16条乃至第17条に定めるところによるものとします。</li> <li>3. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。(削除)</li> <li>4. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</li> <li>5. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。</li> </ol>

「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」新旧対応表

改定前(2011年4月21日)	改定後(2013年4月19日)
<p><b>第8条(料金等)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</li> <li>2. 料金等の計算方法、支払方法および解約時の取扱い等についてはヤフー規約に定めるところによるものとします。</li> <li>3. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求ならびに受領行為をヤフーその他第三者(以下併せて「集金代行業者」といいます。)に委託できるものとします。</li> <li>4. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をさせていただきます場合があります。</li> <li>5. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</li> </ol>	<p><b>第8条(料金等)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。なお、会員は、利用契約申込み後、速やかに当社が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社または集金代行業者(後記第3項において定義します。)に通知することとします。</li> <li>2. 料金等の支払方法等についてはヤフー規約に定めるところによるものとします。</li> <li>3. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求ならびに受領行為をヤフーその他第三者(以下併せて「集金代行業者」といいます。)に委託できるものとします。</li> <li>4. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。(削除)</li> <li>5. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</li> <li>6. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。</li> </ol>

「BB ライフ会員規約」新旧対応表

改定前(2011年5月16日)	改定後(2013年4月19日)
<p><b>第9条(利用料金等の支払方法)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は利用料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</li> <li>2. 利用料金等の計算方法、支払方法等については、指定サービス会員規約に定めるところによるものとします。</li> <li>3. 利用料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず利用料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を利用料金等に加算して請求をさせていただく場合があります。</li> <li>4. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った利用料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</li> <li>5. 会員は、利用料金等を支払期日が経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が定める方法により支払うものとします。</li> </ol>	<p><b>第9条(利用料金等の支払方法)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は利用料金等を、指定サービスの料金等とあわせて、当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</li> <li>2. 利用料金等の計算方法、支払方法等については、指定サービス会員規約に定めるところによるものとします。</li> </ol> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

「BB ライフホームドクター」サービス利用規約 新旧対応表

改定前(2011年5月16日)	改定後(2013年4月19日)
<p><b>第9条(利用料金等の支払方法)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は利用料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</li> <li>2. 利用料金等の計算方法、支払方法等については、指定サービス会員規約に定めるところによるものとします。</li> <li>3. 利用料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず利用料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を利用料金等に加算して請求をさせていただく場合があります。</li> <li>4. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った利用料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</li> <li>5. 会員は、利用料金等を支払期日が経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が定める方法により支払うものとします。</li> </ol>	<p><b>第9条(利用料金等の支払方法)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は利用料金等を、指定サービスの料金等とあわせて、当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</li> <li>2. 利用料金等の計算方法、支払方法等については、指定サービス会員規約に定めるところによるものとします。</li> </ol> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

「BB フォン利用規約」 新旧対応表

改定前(2012年8月1日)	改定後(2013年4月19日)
<p><b>第27条(料金等の支払方法)</b></p> <p>1. 会員は、次の各号のいずれかの方法で、料金等を支払うものとします。</p> <p>(1) クレジットカード</p> <p>(2) 当社提携銀行預金口座振替</p> <p>(3) その他当社が定める方法</p> <p>2. 料金等の支払いが預金口座からの振替による場合、金融機関所定の振替日に会員指定の口座から引落されるものとします。</p> <p>3. 料金等の支払(第41条第2項により権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に対する料金等の支払を含むものとします。)がクレジットカードによる場合、料金等は当該クレジット会社の会員規約において定められた振替日に会員指定の口座から引落されるものとします。</p> <p>4. 当社は、料金、割増金、延滞利息、その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為を第三者(以下「集金代行業者」といいます。)に委託できるものとします。</p> <p>5. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をさせていただきます場合があります。</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合のほか、いかなる理由があっても、当社が会員より受領した料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p><b>第27条(料金等の支払方法)</b></p> <p>1. 会員は、次の各号のいずれかの方法で、料金等を支払うものとします。なお、会員は、利用契約申込み後、速やかに支払方法を当社または集金代行業者(後記第4項において定義します。)に通知することとします。</p> <p>(1) クレジットカード</p> <p>(2) 当社提携銀行預金口座振替</p> <p>(3) その他当社が定める方法</p> <p>2. 料金等の支払いが預金口座からの振替による場合、金融機関所定の振替日に会員指定の口座から引落されるものとします。</p> <p>3. 料金等の支払(第41条第2項により権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に対する料金等の支払を含むものとします。)がクレジットカードによる場合、料金等は当該クレジット会社の会員規約において定められた振替日に会員指定の口座から引落されるものとします。</p> <p>4. 当社は、料金、割増金、延滞利息、その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為を第三者(以下「集金代行業者」といいます。)に委託できるものとします。</p> <p>5. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。(削除)</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合のほか、いかなる理由があっても、当社が会員より受領した料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p> <p>7. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>

「Yahoo! BB 光 シティ サービス規約」新旧対照表

改定前(2013年3月1日)	改定後(2013年4月19日)
<p><b>第9条(料金等)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本サービスの利用料金は、別表記載のとおりとします。</li> <li>2. 本サービスの利用料金は、インターネット接続サービスの提供区間とIP接続専用サービスの提供区間と合わせて当社が設定するものとします。</li> <li>3. 前2項の規定に基づき会員が当社に対して支払うべき利用料金については、当社は、第三者にその回収業務を委託することができるものとします。</li> </ol>	<p><b>第9条(料金等)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本サービスの利用料金は、別表記載のとおりとします。</li> <li>2. 本サービスの利用料金は、インターネット接続サービスの提供区間とIP接続専用サービスの提供区間と合わせて当社が設定するものとします。</li> </ol> <p>(削除)</p>
<p><b>第10条(料金等の支払)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</li> <li>2. 料金等の計算方法、支払方法および解約時の取扱い等についてはYahoo! BBサービス会員規約(約款)に定めるところによるものとします。ただし、本サービスの利用開始月についての本サービスの利用料金は、「Yahoo! BBサービス会員規約(約款)」第18条第1項の規定にもかかわらず、開通日の7日後から起算し、起算を開始した日の属する月の末日までの間の日割計算をします。</li> <li>3. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をさせていただきます場合があります。</li> </ol>	<p><b>第10条(料金等の支払)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。なお、会員は、利用契約申込み後、速やかに当社が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社または集金代行業者(後記第3項において定義します。)に通知することとします。</li> <li>2. 料金等の計算方法等についてはYahoo! BBサービス会員規約(約款)第16条乃至第17条に定めるところによるものとします。なお、本サービスの利用開始月についての本サービスの利用料金は、開通日の7日後から起算し、起算を開始した日の属する月の末日までの間の日割計算をします。</li> <li>3. 当社は、料金等その他サービス契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求ならびに受領行為をヤフー株式会社その他第三者(以下併せて「集金代行業者」といいます。)に委託できるものとします。</li> <li>4. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。</li> </ol>



4. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。

5. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。

6. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。